

能美都市計画道路の変更について（石川県決定）

都市計画道路中 3・4・5 号根上小松線を次のように変更し、3・5・33 号松本福島線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・5	根上小松線	能美市福島町ほ	能美市下ノ江町イ	能美市大成町 浜開発町	約 3,480 m	地表式	2車線	16m	JR北陸本線と立体交差 幹線街路と平面交差 6箇所	
	3・5・33	松本福島線	能美市吉原町	能美市吉原町		約 810 m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・5・33 号松本福島線は、加賀海浜産業道路の一部区間を担う幹線道路として、新たに位置づけられる路線である。

加賀海浜産業道路は、平成 28 年 3 月に策定された「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想に新たに南北幹線として位置づけられ、加賀地域と金沢港の相互のアクセスを強化し、物流の効率化によるものづくり企業の更なる集積に繋がる幹線道路である。

金沢港の取扱貨物量の増加や企業集積により、工業地域と金沢港のアクセス道路において交通の混雑が発生していることから、能美市吉原地内の延長約 810m について、幅員 12m、車線数 2 車線の松本福島線を新たに決定し、交通の円滑化を図るものである。

3・4・5 号根上小松線は、起点から 3・4・8 号根上国道線との接続部(福島東交差点)までの約 580m において、新たな松本福島線が新規に追加されることに伴い、同区間を廃止し、起点を根上国道線との接続部(福島東交差点)に変更する。